平成２３年（フ）第１３２６号
福岡市南区折立町５番18号
債務者　白原みずほ（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４７号
福岡市中央区大手門２丁目２番７―201号
債務者　平川　智子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２３１号
福岡県宗像市曲1575番地１後曲団地204号
債務者　植津　亜利（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６０４号
福岡市早良区次郎丸３丁目27番21―201号
債務者　小江　　博
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６３号
福岡市城南区長尾１丁目７番20号
債務者　三谷　　萌
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８１５号
福岡市博多区千代４丁目12番11―103号
債務者　中山　勇介
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２５号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地70
債務者　黒土　智美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９０５号
福岡市南区西長住１丁目12番35号
債務者　林　美千代
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１５号
福岡県筑紫野市紫１丁目２番１―106号
債務者　平山　　清
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６５号
福岡県糸島市高来寺247番地７
債務者　松村　美文
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６６号
福岡県糸島市高来寺247番地７
債務者　松村千恵美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６号
福岡県春日市弥生４丁目48番地孝和コーポ103号
債務者　森山慎太郎
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０号
福岡市博多区東比恵２丁目23番22―512号
債務者　林田竜一郎
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８号
福岡市早良区田村４丁目11番62―202号
債務者　荒川　香奈（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０号
福岡市早良区次郎丸１丁目11番16号
債務者　山本　孝弘
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１号
福岡市早良区次郎丸１丁目11番16号
債務者　山本　直美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０号
福岡県古賀市千鳥５丁目７番５―107号
債務者　藤井　宏行
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５号
福岡市中央区小笹５丁目10番13―305号
債務者　定松　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部